騒音・振動に関する取組状況について

騒音・振動対策については、環境基本法や騒音規制法、振動規制法に基づき、 環境基準や特定の事業場や建設作業等から発生する騒音・振動の規制基準を定 め、対策を行っている。

こうした枠組みが整えられた昭和 40 年代後半以降、騒音および振動の苦情件数は減少傾向であったが、近年増加傾向にあり、平成 24 年度の苦情件数は騒音が 16,518 件、振動が 3,254 件であった。

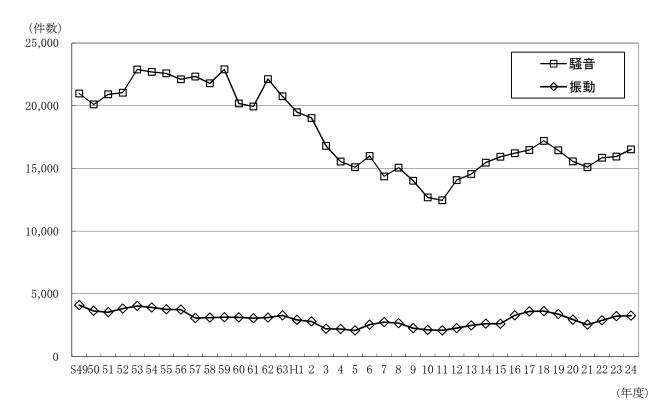


図-1 騒音及び振動の苦情件数推移

(平成24年度騒音規制法施行状況調査及び振動規制法施行状況調査より作成)

(1) 風力発電施設に関する取組

- 風力発電施設については、騒音等による生活環境への影響を未然に防止するため、その設置に当たっては、音源特性や計画地周辺の状況を十分に調査するとともに、環境に及ぼす影響を事前に予測し、その影響をできる限り回避・低減するための適切な評価の実施が求められる。
- 環境省では、平成 25 年度から局長委嘱による「風力発電施設から発生する 騒音等の評価手法に関する検討会」を設置。風力発電施設に係る調査、予測お よび評価手法等について、検討会を開催している。
- また上記検討会の中で、騒音対策技術把握が必要との意見があげられたことから、「風力発電施設に係る騒音対策技術等に関する分科会」を設置。風力発電施設製造事業者等から情報収集・調査検討を開始した。
- 引き続き、検討会のもとに設置した風力発電施設に係る騒音対策技術等に 関する分科会で、騒音対策技術に関する情報を収集し、結果を踏まえつつ、 検討会において風力発電施設から発生する騒音等の評価手法の検討を行う。
- なお、平成22年度からは環境総合推進費により、3ヵ年の計画で風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究を実施しており、風車騒音の低周波音に対するヒトの聴覚生理心理反応の基礎的データ等を得ている。

(2) その他の取り組み

【新幹線鉄道騒音】

平成 25 年度は、新幹線鉄道騒音の現行環境基準に基づく環境対策の取組み 状況等の整理を行い、評価指標の検討を開始した。

平成 26 年度は社会反応調査を実施し、その結果を踏まえつつ、適切な評価 指標の検討や基準達成に向けた技術的可能性等について調査していく。

【在来鉄道騒音】

平成 25 年度は、過去に実施した調査結果および諸外国における評価手法の検討・整理や対策事例や対策技術に関する情報収集を行った。その報告書の中で、在来線鉄道騒音の暴露量を把握するために必要な評価方法の検討について、更なる知見の収集が必要であることの指摘を受けたことから、平成 26 年度においても引き続き、評価方法の検討を行う。

【低周波音に関する取組】

平成25年度は、地方公共団体職員が対応している事項の実態把握について、地方公共団体向け課題抽出のアンケートを提案し、平成26年度は、そのアンケートをもとに、地方公共団体における対応の実態把握および分析を行う。また、諸外国の最新の取組状況等も併せて調査する。

【騒音規制法、振動規制法に係る評価手法】

平成 25 年度は、工場事業場に係わる評価指標について、物理的な意味が明確なエネルギー平均的な量による等価騒音レベルにした場合について、住民反応との対応や予測の対応等について、検討を行った。

また、特定建設作業毎に設定されている規制について、複数の作業が同時並行で行われている状況も対象とできるよう、建設作業現場毎の規制方法も併せて、検討した。

平成 26 年度は、工場・事業場や建設作業の騒音振動の評価手法について、現行の決定方法との比較を行いながら、エネルギーベースを基本とした評価手法等の検討を進める。

【自動車騒音に関する取組】

○ 平成 25 年度は、「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」(第二次答申)で提言された二輪車の加速走行騒音規制の強化について、平成 26 年 1 月から規制適用を開始した。また、タイヤ騒音規制について、環境省・国土交通省合同で検討会を開催し、新車の適用開始時期について中間とりまとめを行った。

平成 26 年度は、タイヤ騒音規制について、中間とりまとめにおいて今後の検討課題とされた事項について引き続き検討を行う。また、四輪自動車の走行騒音規制の見直しについて、国際基準調和に配慮しつつ、我が国の騒音環境を考慮し実態に即した低減が図られるよう検討を進める。

○ 騒音規制法に基づき、全国の地方公共団体(都道府県及び全ての市)において、自動車騒音常時監視を実施している。平成25年度には、平成24年度に権限委譲された一般市の実施結果を含めて公表を行った。

【沿道・沿線対策に関する取組】

沿道・沿線対策の強化を図り、騒音問題の未然防止や更なる改善を図っていく必要があることから、平成 25 年度には、沿道・沿線対策に関する自治体担当者向けガイドラインを策定した。平成 26 年度は、自治体における活用を図る。